

(令和元年度) 第3回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和元年9月13日(金)15時00分～17時00分

2 場 所 合同庁舎2号館5階 共用5階会議室

3 出席者 林座長、岩田委員、香取委員、齋藤委員、武田委員、渡會委員、
榎本横浜市財政局主税部税務課課税担当係長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税の現年課税化
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 議事次第(2)の内容について、総務省より説明を行い、榎本横浜市財政局主税部税務課課税担当係長及び香取委員から事例が発表された。その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

- 現年課税化については現状の企業、市町村の事務負担を電子化、簡素化した上で進める必要があるが、地方税共通納税システムの導入により、複数の地方団体に住所を有する従業員が勤めているような企業にとっては、事務負担が大きく軽減されることが見込まれる。
- 翌年度課税では所得発生年の翌年度の1年間で課税関係が完結していたところ、現年課税化した場合には、所得発生年の1年間を通じて源泉徴収されることに加え、その後必要に応じて申告し、還付・追徴を受けることとなるため、最終的な税額の確定まで長いスパンを要する。地方団体の事務が増加するだけでなく、納税義務者における税額の確定についても長い期間がかかることになる。
- 現在の個人住民税の徴収方法は納税義務者が直接地方団体、税務署と関わることが無く簡素であると言えるが、一方で個人住民税への関心は低い実情がある。還付を受けるために納税義務者が申告をしなければならないようなことがあってもいいのではないか。

- 市町村精算方式で納税義務者に還付を行う際には、振込口座を設定していない場合の振込口座の取得の方法が問題となる。例えば、給与支払報告書や源泉徴収票に振込口座の情報を追加するために、本人に振込口座を記載してもらうことも考えられる。普通徴収の対象となる納税義務者の場合でも、確定申告や住民税申告の際に必ず振込口座の記載を求めるようにすれば、全ての納税義務者の振込口座を把握できることになる。
- ダブルワーク、トリプルワークをする人が当たり前になり、年末調整をしても精算が必要になる人は多くなっている。税制としても給与所得控除から基礎控除への振り替えのように働き方に中立な制度改正を進めている中で、成人したら定年退職まで同じ企業に勤めるといった旧来の働き方を前提にした年末調整制度に、今後どれほどの有効性があるかは再考の余地があるのではないか。
- 現年課税の場合、1月1日の住所で課税される一方で、税額が確定するのは翌年の3月となる。その間に納税義務者が勤務先や住所を転々としている場合、その人たちに対しての精算処理が負担となる。企業としても、ダブルワーク、トリプルワークをする人がいることや、テレワークにより通勤圏内に実際の住所がない場合もあり、社員に対する還付や追徴にすぐ対応できるとは限らなくなってきた。
- 個人住民税の賦課期日は1月1日であり、年間の税収が全て翌年度の予算となるメリットがある。しかし、所得税では毎月源泉徴収をして、年間通して税額を計算するため、徴収する年の途中で年度が変わることを考えると、個人住民税の賦課期日を1月1日以外にすることも考え得る。4月や5月に賦課期日を設定し、1月や2月に精算を行うスケジュール感とすれば、1月1日に賦課期日を設定するよりも異動する人が少なくなることが予想され、精算の事務負担を軽減することができるのではないか。
- 個人住民税を現年課税化するにあたり年末調整を導入すると、企業と市町村それぞれで二重に税額を計算することになり、社会的なコストが高くなる。
- 精算をした際に追徴と還付のどちらかが発生するのではなく、還付のみが発生する制度設計とすることで、納税義務者としては申告をするインセンティブとなる。

- 賦課方式であれば扶養親族の有無のような情報を市町村側で調査することができるが、申告方式では申告の内容が誤っている場合に強制力を持って是正することができないことも懸念される。

- 制度改正をして必ず申告する仕組みになった場合に、小規模な地方団体にとっては税務担当職員が限られており、対応が困難になる場合もあるのではないか。

(以 上)